

◎新潟県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線

2 供用開始の区間

南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1958番1 から同郡同町大字田上字与五右エ門通丙1098番1 まで

3 供用開始の期日 平成24年10月5日